

業務委託契約等における沼津市情報セキュリティ対策基準に基づく特記事項

令和4年7月策定版

(趣旨)

第1条 この特記事項は、沼津市が締結する業務委託契約、賃貸借契約及び物品供給契約において、「沼津市情報セキュリティ対策基準」上、特に留意すべき事項について定める。

(機器等の搬入出)

第2条 委託者及び受託者は、庁内に搬入する機器等が既存の情報システムに与える影響について、あらかじめ確認しなければならない。

2 受託者は、庁内の機器等の搬入出に当たっては、委託者の立会いがなければ、これを行ってはならない。

(情報セキュリティ要件の明記)

第3条 委託者及び受託者は、情報漏洩等の事案を防止するため、契約の内容に基づき、次の各号を遵守しなければならない。

(1) 情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順の遵守

ア 受託者は、情報漏えい等の事案を防ぐため、情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。

イ 受託者は、受託者において情報セキュリティインシデントが発生した場合に備えて、あらかじめ対処方法（対処手順、責任分界、対処体制等）を委託者に提示し、了承を得なければならない。

(2) 受託者の責任者、委託内容、作業者の所属、作業場所の特定

受託者は、責任者、委託内容、作業者の所属、作業場所を明確にしなければならない。

(3) 提供されるサービスレベルの保証

受託者は、通信の速度及び安定性、システムの信頼性の確保等の品質を維持するために、委託者から必要に応じて求められたサービスレベルを保証しなければならない。

(4) 受託者にアクセスを許可する情報の種類と範囲、アクセス方法

委託者は、この契約に関わる情報の種類を定義し、種類ごとにアクセス許可及びアクセス時の情報セキュリティ要求事項を受託者に提示するとともに、アクセス方法の監視及び管理を行わなければならない。

(5) 受託者の従業員に対する教育の実施

受託者は、情報セキュリティに対する意識の向上を図るために、受託者の従業員に情報セキュリティに関する教育を行わなければならない。

(6) 提供された情報の目的外利用及び受託者以外の者への提供の禁止

受託者は、委託者から提供された情報について、この業務以外で利用してはならない。

(7) 業務上知り得た情報の守秘義務

受託者は、業務中及び業務を終了した後も、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(8) 再委託に関する制限事項の遵守

委託者は、再委託を認める場合は、再委託事業者における情報セキュリティ対策が、

受託者と同等の水準であることを確認するとともに、受託者に担保させた上でなければ、これを許可してはならない。

(9) 業務終了時の情報資産の返還、廃棄等

受託者は、委託者の指示により、業務終了後に不要になった情報資産を委託者に返還又は廃棄しなければならない。

(10) 業務の定期報告及び緊急時報告義務

ア 委託者は、受託者とともに定期報告及び緊急時報告の手順を定め、委託業務の状況を適正かつ速やかに確認できるようにしなければならない。

イ 委託者は、緊急時の連絡先を受託者に提示しなければならない。

(11) 監査、検査

委託者は、受託者が実施する情報システムの運用、保守、サービス提供（クラウドサービス含む）等の状況を確認するため、受託者に監査、検査を行うことができる。

(12) 情報セキュリティインシデントの公表

委託者は、業務に関し情報セキュリティインシデントが発生した場合、市民等に対し適正な説明責任を果たすため、その重要度や影響範囲等を勘案し、当該情報セキュリティインシデントを公表することができる。

(13) 損害賠償等

委託者は、業務に関し、受託者が情報セキュリティポリシーを遵守しなかったことを理由に損害を受けた場合、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(補則)

第4条 本文中「委託者・受託者」とあるのは、賃貸借契約又は物品供給契約においてそれぞれ、「借借人・賃貸人」又は「発注者・供給人」と読み替える。